

2019年度
中小工務店への講習会及び仕様提案事業
公募要領

2019年8月

株式会社日建学院
一般社団法人リビングアメニティ協会

応募申請をされる皆様へ

この公募は、株式会社日建学院（以下「日建学院」という）が国庫補助を受けて実施する省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業の一部として、一般社団法人リビングアメニティ協会（以下「協会」という）が日建学院から委託を受けて行うものです。

本事業は、2015年度から2017年度において実施された国土交通省補助事業住宅市場整備推進等事業（省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備）「中小工務店への講習会及び適合証明サポート支援事業」（以下「体制整備補助事業」という）と事業内容について類似した部分がありますが、2018年度からは日建学院が国庫補助を受けて実施する事業となり、体制整備補助事業とは事業の実施方法が大きく異なっています。

さらに、2018年度の事業に対し、今年度は5月17日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、共通テキストの内容を改訂するとともに、効率的な講習会実施のために参加者数の条件設定をすることとしています。

従って、本事業に対し応募申請をされる方は、本公募要領に記載された内容について、十分にご理解された上で、応募申請いただきますようお願いいたします。

また、本事業については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められておりますので、この点についても十分にご理解された上で、応募申請いただきますようお願いいたします。

目 次

1 事業の趣旨	1
2 事業の内容	1
2. 1 役割分担	
2. 2 設備・建材等事業者が実施する事業の要件	
2. 3 対象となる事業及び金額	
2. 4 事業期間及びスケジュール	
2. 5 留意事項その他	
3 事業の実施方法	3
3. 1 事業の流れ	
3. 2 日建学院との契約	
3. 2. 1 契約	
3. 2. 2 契約変更及び進行状況報告について	
3. 2. 3 完了実績報告及び額の確定について	
3. 3 事業完了後の調査その他	
3. 3. 1 事業完了後の調査	
3. 3. 2 事業成果等の公表	
3. 3. 3 個人情報の利用目的	
4 応募方法	4
4. 1 公募期間	
4. 2 応募方法	
5 提出書類・提出先、問合せ先	5
5. 1 提出書類	
5. 2 注意事項	
5. 3 応募書類の提出先・問合せ先	
【応募書類一覧表】	6

1. 事業の趣旨

「パリ協定」(2016年11月発効)を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標の達成等に向け、小規模住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることなどを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」が2019年5月17日に公布されました。こうした背景のもと、中小工務店等に対し日建学院と協力して、住宅の省エネルギー等に関する講習会及び仕様提案を実施する設備メーカー、建材メーカー又は流通事業者等(以下「設備・建材等事業者」という)を公募によって募るものです。

2. 事業の内容

2. 1 役割分担

本事業は、日建学院が国庫補助事業を実施する補助事業者となり、設備・建材等事業者と協会が協力して実施します。役割分担の概要は以下のとおりです。

日建学院

- ① 国庫補助金関連業務(補助申請、完了実績報告等)
 - ② 採択する設備・建材等事業者及び採択額の決定
 - ③ 講習会用の共通テキスト等の作成(※)
 - ④ 設備・建材等事業者との調整、管理(契約、進行管理、旅費・謝金等各種問合せ対応(仕様提案除く)、成果確認(仕様提案除く))
- ※ 共通テキストは、建築物の省エネルギー施策に関する基本的な内容のもので、講習会で使用します。説明は、講習会講師が行うこととします。

協会

- ① 講習会及び仕様提案を実施する設備・建材等事業者の募集
- ② 応募提案の適合性審査及び応募データの整理、日建学院への提出等
- ③ 仕様提案に関する設備・建材等事業者からの問合せ対応、仕様提案の成果についての審査

設備・建材等事業者

- ① 講習会の実施(参加者の募集・受付、会場手配、個別テキストの作成、講師手配・講義、仕様提案の案内)
- ② 仕様提案の実施

2. 2 設備・建材等事業者が実施する事業の要件

住宅の設備・建材等事業者が中小工務店等に対して行う次の①又は②の事業とします。

- ① 省エネ住宅・建築物の整備に関する制度および住宅・建築物の省エネルギー基準等に関する講習会(※1)(以下「対象事業①」)
- ② 中小工務店の自社標準住宅仕様等に対する平成28年省エネルギー基準、低炭素建築基準等に適合する省エネルギー仕様等の提案(※2)(以下「対象事業②」)

(※1)講習会は以下によるものとします。

- 中小工務店(直近の3事業年度(2016年度から2018年度)の平均新築住宅供給戸数が20戸以下の工務店)の省エネルギー基準等に関する理解促進を主な目的として開催するものとします。
- 2015年度から2018年度の間と同種の講習会を実施して概ね100人以上の参加者があり、今年度も100人以上の参加者が見込まれることとします。なお、参加者数は複数回の講習会の合計人数としてもかまいません。ただし、一連の講習内容を2日以上に分けて実施し、同一の参加者が参加する場合は、一連の講習会を1つの講習会として扱い、講習会の参加者数を複数回の合計とすることはできません(例えば、第1日目に建築物省エネ法の概要、第2日目に省エネ基準の内容等

を実施するプログラムで、第1日目と第2日目が同じメンバーで50人ずつ参加した場合の参加者数は50人となります)。

- 1回の講習会につき、平均で20人以上の参加者があることを原則とします(講習会当日の都合等により不参加者が生じた場合には、不参加者に、講習会資料等を送付し、指定アンケートを回収することとします。)。講習会参加者及びアンケートを回収した不参加者の合計が1回の講習会につき平均で20人未満の場合は、1つの講習会の上限金額を別に定めます(2.3参照)。
- 講習会の趣旨と著しく異なる目的で開催される他の会議や、説明会等との共催ではないこととします。
- 参加費が無料であることとします。また、同時開催する別の有料講習会等への参加を必須とするなどの条件を付していないこととします。
- 講習内容には、共通テキストの内容のほか、中小工務店の担当者が理解しやすい省エネ計算の方法などを含むものとします。また、できるだけ設備機器、建材の実例の紹介や、申請書の記載方法等、住宅の省エネルギー化のための説明や意見交換等を行うようにしてください。
- 講習会における講師は、省エネルギー基準や省エネルギー施策に習熟した者であることとします。
- 講習会の参加者に対し、指定アンケートを実施することとします。また、完了実績報告書にはその集計結果を記載し、かつ記入済アンケート用紙を提出することとします。

(※2) 提案は以下によるものとします。

- 直近の3事業年度(2016年度から2018年度)の平均新築住宅供給戸数が20戸以下の中小工務店に対する提案とします。
- ①に参加した中小工務店を対象に実施されることとします。なお、②を実施せずに①の事業実施のみでもかまいません。
- 提案は無料であることとします。
- 提案する省エネルギー住宅の外皮仕様、設備機器及びこれらに基づく一次エネルギー消費量の計算結果又は仕様規定の適用根拠となる計算等を、各々の中小工務店の提案前の住宅仕様と比較しつつ示すこととします。(したがって、例えば、10工務店に対し仕様提案をする場合には、工務店ごとに10の異なった提案前の住宅の一次エネルギー消費量等が示され、それぞれについて一次エネルギー消費量等の計算結果等を伴った省エネルギー提案がなされる必要があります。)

2. 3 対象となる事業及び金額

対象事業①<講師謝金、講師交通費の上限額が設定されていますのでご注意ください>

- 講習会実施のための会場費、パソコン等借上げ費、印刷製本費、講師謝金、講師交通費を対象とします。講師や参加者のお弁当代や飲み物代等の飲食費は対象になりません。
- 1つの講習会につき、20万円を上限とします。ただし、講習会参加者及びアンケートを回収した不参加者の合計が1回の講習会につき平均で10人以上20人未満の場合は、1つの講習会の上限を10万円とし、講習会参加者及びアンケートを回収した不参加者の合計が1回の講習会につき平均で10人未満の場合は、1つの講習会の上限を5万円とします。一連の講習内容を2日以上に分けて実施し、同一の参加者が参加する場合は、一連の講習会を1つの講習会として扱い、参加者数に応じて全体で20万円、10万円または5万円を上限とします。
- 会場費は、会場借上げ費、マイク、プロジェクター等の設備使用料を対象とします。
- パソコン等借上げ費は、講習会で計算実習等を行う場合に、参加者が使用するパソコン等を借り上げるための費用を対象とします。
- 印刷製本費はテキスト及び指定アンケート用紙の印刷に係る外注費用及び配送費を対象とします。(申請者の内部で作成したものは対象外とします。)
- 講師謝金は、国の「謝金の標準支払基準」に準拠して適切に算出される額を上限とします(別添参考資料1参照)。ただし、講師の拘束時間等を考慮してこれに依りがたい場合は、日建学院と協議のうえ、対象とする額を定めるものとします。

- 講師交通費は、国家公務員の旅費規程に準じて適切に算出される額を上限とします(別添参考資料2参照)。
- 他の会議や説明会等(団体の会合、建材や商品の説明会等)と同時に開催する場合、本事業に係る費用のみ支援対象とし、按分等によって対象を切り分けることとします。
- 完了実績報告書には、本事業に要した費用の領収書等を添付することとします。

対象事業②

- 金額は提案1件につき4万円とします。
- 1工務店につき1件の提案を上限とします。
- 完了実績報告書には、中小工務店への提案書等及び中小工務店の受領書の写しを添付することとします。

2. 4 事業期間及びスケジュール

公募期間及びスケジュールは次のとおり予定しています。

- ① 公募期間: 2019年8月8日(木)～2019年9月6日(金)必着
- ② 採択決定: 2019年9月中旬～下旬(予定)
- ③ 日建学院への契約申請期限: 2019年11月15日(金)まで
- ④ 事業着手: 2019年11月18日(月) *以降の契約締結日以降
- ⑤ 事業完了期限: 2020年2月7日(金)まで
- ③～⑤については、3 事業の実施方法をご確認ください。

※事業着手は、改正建築物省エネ法の施行に向けた省エネ基準等の改正内容が決定後の11月18日以降と想定しています。国の省エネ基準等の検討状況によっては変更になることがあります。

2. 5 留意事項その他

① 消費税及び地方消費税の取り扱い

消費税及び地方消費税は、対象として含めてかまいません。

② 他の補助金との併用

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は対象とはなりませんが、対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

3 事業の実施方法

3. 1 事業の流れ

本事業は、次の①提案公募、②契約の二段階の手続きを経て行われます。業務フローは別添資料のとおりです。

① 提案公募

設備・建材等事業者に対し協会が公募を行い、公募要件への適合性等を審査のうえ、日建学院が採択事業者、採択額を決定します。

採択に当たっては、全体予算枠を勘案しつつ、早期に講習会や仕様提案を実施する計画であるかといった観点やこれまでの事業の実績などを考慮します。

② 日建学院との契約・事業実施・完了実績報告

採択決定後、事業を実施するためには、設備・建材等事業者は日建学院と契約を締結する必要があります。また、事業終了時に完了実績報告の手続きを行い、日建学院は完了実績報告に基づいて支払い額を確定し、支払いを行います。

提案を行う前に契約・完了実績報告マニュアルを確認し、対象とならないものや実績報告での提出物など内容を十分理解した上で、提案申請してください。

3. 2 日建学院との契約

3. 2. 1 契約

採択された設備・建材等事業者は、採択後すみやかに日建学院に契約申請書を提出し、採択額の範囲内で業務委託契約を締結します。契約書のひな形は日建学院が準備いたします。

3. 2. 2 契約変更及び進行状況報告について

設備・建材等事業者は、契約後、やむを得ない事情により、契約変更を行おうとする場合には、速やかに日建学院に報告するものとします。

日建学院は、設備・建材等事業者に対して、1ヶ月から2ヶ月に一度程度、事業の進行に関する報告を求めます。また、場合により、その進行状況を調査（現地調査を含む）することがあります。

報告又は調査の結果、事業の進行状況が契約時の計画と比べて相当程度遅れており、事業完了期限までの事業の全部又は一部の実施が困難と判断される場合、日建学院はそれ以降の契約を廃止又は変更することがあります。

3. 2. 3 完了実績報告及び額の確定について

設備・建材等事業者は、事業が完了したときは、「完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

日建学院は、「完了実績報告書」を受領した後、報告内容の審査を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る事業の成果が契約の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支払うべき額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、額が確定した事業を対象に、設備・建材等事業者が指定する銀行等の口座に振り込まれる予定です。

3. 3 事業完了後の調査その他

3. 3. 1 事業完了後の調査

住宅の省エネルギー促進に向けた調査・評価のため、事後のアンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

3. 3. 2 事業成果等の公表

日建学院は、省エネルギー住宅への取り組みの推進について広く一般に紹介するため、講習会でのアンケート集計データ及び仕様提案実績数などの報告された内容に関する情報を使用することがあります。この場合、設備・建材等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

3. 3. 3 個人情報の利用目的

本事業において取得した個人情報については、日建学院は国庫補助金に係る事務処理に利用することがあります。

また、同一の事業に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

4 応募方法

4. 1 公募期間

2019年8月8日(木)～2019年9月6日(金)※必着

4. 2 応募方法

5. 3のホームページから「提案申請書様式」を入手し、提出に必要な書類を作成してください。応募者は、公募期間中に、必要書類一式を5. 3の提出先へ郵送または持参してください。なお、応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡はいたしません。到着の確認を行いたい場合は、書留など申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

5. 提出書類・提出先、問合せ先

5. 1 提出書類

① 応募書類は、様式、添付資料をA4サイズにまとめ左上隅をホッチキス留めし、3部提出してください。また、応募書類の電子データも同時に提出してください。

※電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Excel2000以降のバージョン形式としてください。作成した提出書類の電子データはCD-R等のメディアに格納して提出ください。また、必ずダウンロードしたExcel形式のまま格納してください。(PDF等他の保存形式には絶対にしないでください。また、任意で添付する資料はPDF形式としてください。)

② 対象事業②に関しては、提案書の具体例を3工務店分添付することとなっているので、添付忘れないようにしてください。

5. 2 注意事項

① 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。また、環境依存文字も使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。

② 応募書類が公募要領に従っていない場合や、記述内容に虚偽があった場合は、応募を無効とすることがあります。

③ 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-R等はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

5. 3 応募書類の提出先・問合せ先

[提出先]

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 6階
一般社団法人リビングアメニティ協会 講習会等事業支援事務局

[問合せ先]

一般社団法人リビングアメニティ協会 講習会等事業支援事務局

メールアドレス：koumuten-shien@alianet.org

電話番号03-5211-0540

土、日、祝日、協会の夏季休暇（8月13日（火）～15日（木））を除き、
9：30～17：30まで（12：00～13：00を除く）

[応募書類等掲載場所]

ホームページ：<https://www.alianet.org/koumuten-shien/>

【応募書類一覧表】

区分	記載内容・留意点	様式	必要部数
提案申請書 表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する事業及びその概要を記載してください。 ・ 代表者を明記し、代表印を捺印してください。 	様式 1・共通	<p style="text-align: center;">3部</p> <p>※1部毎にホッチキス留めしてください。</p>
提案内容の詳細 (対象事業①、②)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式に従って、対象事業①、②の内容等を記載してください。 ・ ②を実施しない場合は、その部分の様式は提出不要です。 	別記様式 1・対象事業①、②用	

業務フロー

別添資料

工務店等

設備・建材等事業者

協会

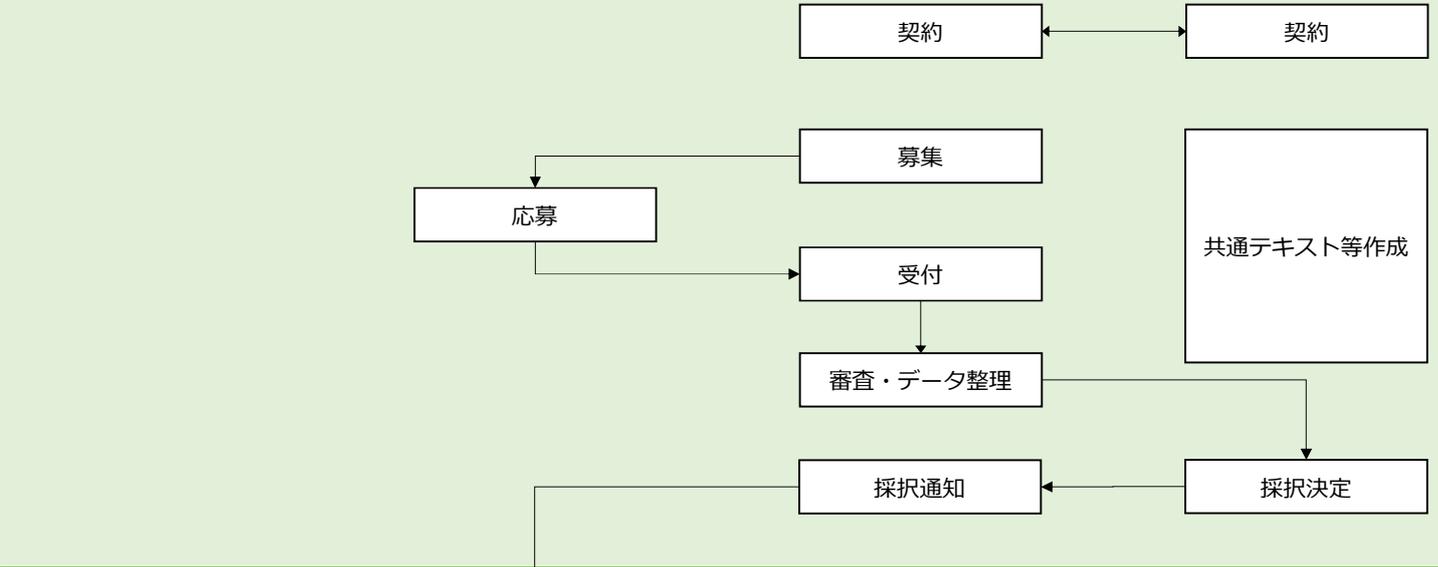
日建学院

講習会実施、仕様提案

事業者募集・応募案の審査
仕様提案の管理・審査

補助金統括
講習会共通テキスト作成等
講習会の管理・審査

採択フェーズ



講習会実施・仕様提案フェーズ

